

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで
国民年金への加入手続は自分で行き、国民年金保険料は父が家族の分をまとめて納付してきた。昭和46年7月に結婚して実家を出たが、申立期間については、実家の父が納付したはずである。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、実家の父が家族の分をまとめて納付したはずである。」と主張しているところ、その父は、国民年金加入期間の保険料を完納している上、申立人の母も保険料を完納しており、申立人の兄も20歳で国民年金に加入してから平成8年度までの国民年金加入期間における保険料はすべて納付済みであることから、家族の分の保険料を納付してきたとする申立人の父の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間に近接する昭和47年10月から48年3月までの未納に係る過年度分納付書が、当初、旧姓及び実家の旧住所で作成されていることが確認でき、結婚後も住所変更等の手続がなされず、申立期間の納付書も実家に送付されていたものと推認される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の母及び兄の保険料が納付されているにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立

期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年10月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月18日から同年11月22日まで
私は、昭和33年4月1日にA社に入社し、平成7年3月31日に同社を定年退職するまで継続して勤務していた。

その間、転勤はあったが、一度も退職したり再就職などしたことが無いにもかかわらず、昭和36年10月18日から同年11月22日までの空白期間があることに納得がいかない。

申立期間について、継続して勤務していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主であるA社の提出した経歴表、在職期間証明書、任免決議録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年10月18日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から9年9月までの期間及び16年8月から17年1月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月から9年9月まで
② 平成16年8月から17年1月まで

年金記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の免除申請を承認した事実を確認できないとの回答をもらった。申立期間①についてはA社会保険事務所で2、3回、申立期間②についてはB社会保険事務所で、それぞれ国民年金保険料の免除申請手続を行い、保険料免除承認通知書をもっているのを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、昭和42年7月6日に国民年金の資格を喪失してから平成17年2月に申請免除となるまで、申立人が国民年金への切替手続を行った形跡はうかがえないことから、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料の免除申請手続を行うことはできなかったものと考えられる。

また、国民年金保険料の免除申請手続をA社会保険事務所で行ったと主張しているが、申立期間当時の免除申請手続は市町村で行うこととされており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

申立期間②については、社会保険庁が管理する基礎年金番号情報照会回答票（勧奨関連情報）により、申立人の国民年金への切替手続は平成17年2月22日以降に行われ、資格取得が16年8月21日にさかのぼって被保険者記録を整理したことにより発生した未納期間であることから、申立期間当時は国民年金未加入者であり、国民年金保険料の免除申請手続を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料の免除申請書を提出したこと及び保険料の免除承認を受けたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から38年3月まで
国民年金の加入手続は亡き母が行ったと思うが、亡き母から国民年金の保険料は自分で納付しなさいと言われ、A市B支所で年間3回程度に分け国民年金手帳で納付していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、C社会保険事務所(所在地は、D県)が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人がD県に在住していた昭和39年3月10日に払い出されていることが確認でき、同時点では申立期間の一部が時効により納付できないほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を過年度納付又は特例納付した形跡も見受けられない。

また、申立人は、「亡き母が、私が二十歳になった時に私の国民年金加入手続をしたと思う。」と主張しており、申立人自身は直接関与していないため、具体的な加入手続が不明である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

さらに、申立人は、申立期間について、「私が、A市B支所で年間3回程度に分けて国民年金手帳で国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、A市B支所では、「当時の状況は不明。」としている上、A市においても、「申立期間について国民年金保険料を納付していた事実を確認することはできない。」としている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年から 37 年まで (月日不詳)
② 昭和 38 年から 48 年まで (月日不詳)
③ 昭和 53 年から 57 年まで (月日不詳)

私は、申立期間①及び②はA社の下請であるB社とC社に勤務し、現場が変わっても元請けのA社の事務所がいつも一緒であったので、厚生年金保険は掛かっているものと安心していましたが、申立期間に対する厚生年金保険加入の事実が確認できないとのことであったので調べてほしい。

また、申立期間③についてもD社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険加入の事実が確認できない旨の回答をもらった。経営には参画していたが社会保険関係事務には関与していなかったため、詳細は不明であるが調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したとするB社に照会したが、「昭和 35 年から 37 年までの間に、申立人に該当する記録は確認できない。」との回答を得ている上、申立人から事情聴取しても、申立期間当時の同僚及び上司等についての記憶が無く、申立てを裏付ける証言を得ることもできない。

申立期間②について、申立人が勤務したとするC社に関してA社に照会したが、「下請記録の中にC社は確認できない。」との回答を得ている上、申立人が同僚として挙げた7人のうち氏名が分かる二人の厚生年金保険の加入記録を確認したが、該当する記録は見当たらず、当該同僚の連絡先も分からないため、申立てを裏付ける証言を得ることもできない。

また、申立人は勤務した当該事業所の場所を特定できないとしていることから、E 県及びF 県に存在するC 社と同名の2 社について、社会保険庁が管理する職歴審査照会回答票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、雇用保険の加入記録を見ると、当該事業所に係る記録は無いものの、加入記録の確認できる他の3 事業所のうち、事業所名が分かる1 事業所について社会保険庁の職歴審査照会回答票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人がD 社に勤務していたことは確認できるものの、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所では無かったことが確認できる。

また、申立人から事情聴取しても、当該事業所及び社長の連絡先が不明のため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月から 41 年 5 月まで (日付不詳)
② 昭和 41 年 10 月から 42 年 5 月まで (日付不詳)
③ 昭和 47 年 10 月から 49 年 10 月まで (日付不詳)

私は、上記の申立期間において、A社、B社、C社に勤務したので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、当時の勤務状況、勤務した事業所名及び勤務場所について、はっきり覚えていないと供述していることから、申立期間①については、D県内及びE県内のA社と同名の10社について、社会保険庁の記録を確認したが、事業所を特定することはできなかった。

また、申立期間②についても、E県内のB社と同名の3社（F県内には同名の会社は厚生年金保険の適用事業所として存在しない。）について、社会保険庁の記録を確認したが事業所を特定することはできなかった。

さらに、申立人は、両申立期間に係る事業所の事業主及び同僚の記憶が無く、申立てに係る事実を確認することができない。

なお、両申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

申立期間③については、雇用保険の加入記録から、申立人がC社に申立期間以外の期間において勤務していたことは確認できるものの、現在のG社に申立人の勤務実態等を照会したところ、「古い記録が無く分からない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の上司、経理担当者及び同僚等については、「分からない。」としており、関係者から申立人に係る勤務実態及び

厚生年金保険料の控除等について証言を得ることもできない。

さらに、申立期間については国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

なお、社会保険庁が管理するC社H支店に係る昭和47年8月19日から申立人の雇用保険加入記録が確認できる52年5月までにおける被保険者原票を確認したが、申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 24 日から同年 9 月 30 日まで
私は、申立期間についてA高校で臨時講師として勤務したが、厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらった。その後、昭和 51 年 10 月 1 日から臨時講師として勤務したB高校での期間は、厚生年金保険の加入期間として記録されているので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したC県教育委員会が管理している履歴カード及び卒業アルバムの写真により、申立人が申立期間においてA高校の臨時講師として勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、A高校は、昭和 53 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A高校に照会したところ、「当時の記録が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することはできなかつた。

さらに、申立人は、当時の同僚について覚えておらず、証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 17 日から同年 7 月 31 日まで
私は、昭和 31 年 5 月 10 日ころ、A 署(現在は、B 署)の面接を受け、31 年 5 月 17 日付けで採用する旨の通知があり勤務した。

辞令書には、採用通知の内容が記入され、3 か月ごとの更新で月雇と記入されていたと思う。当初はC という方と給仕や文書の受付、回付や原稿謄写等の事務補助として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 署が保管している申立人に係る雇用台帳によると、発令年月日は昭和 31 年 5 月 17 日、健康保険及び厚生年金保険の加入年月日は同年 8 月 1 日と記入されていることから、申立人は申立期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時の複数の同僚の厚生年金保険の加入状況を見ると、A 署には勤務しているものの、採用されて数か月経過してから厚生年金保険に加入となっており、当該事業所では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についてB 署に照会したところ、「不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。